

島本町教育委員会 会議録（令和6年第5回 定例会）

日 時	令和6年4月26日（金） 午前9時30分 ～ 午前10時17分
場 所	島本町役場3階 委員会室
出 席 者	横山寛教育長、高岡理恵教育委員、丸野亨教育委員、細見知子教育委員 （教育こども部）岡本泰三部長、安藤鎌吾次長、南田篤志次長 （教育総務課）三代剛課長、上月健史参事、佐々木桃果 （教育推進課）岡澤潤課長兼教育センター所長、森悠介参事、吉田裕亮参事、 委員及び 事務局職員 杉谷久彌参事、山本千尋参事 （子育て支援課）三宅拓也課長 （生涯学習課）坂元貴行課長兼体育館長
欠 席 者	
委 員	西尾一実教育委員
議 題	第6号報告 島本町教育委員会事務局組織に関する規則の一部改正の臨時代理について 第7号報告 島本町立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休日等に関する規則の一部改正の臨時代理について 第8号報告 島本町教育委員会指導主事等の給料に関する規則の制定の臨時代理について 第22号議案 島本町新体育館等整備基本計画策定委員会規則の制定について 第23号議案 島本町教育委員会公印規程の一部改正について 第24号議案 島本町社会教育委員の委嘱について 第25号議案 島本町立小・中学校教科用図書選定委員会委員及び島本町立小・中学校教科用図書選定委員会調査員の委嘱について 第26号議案 島本町立第二中学校学校運営協議会委員の委嘱について
議 決 事 項	第22号議案、第23号議案、第24号議案、第25号議案、第26号議案
教 育 長 の 報 告 の 要 旨	別紙議事録のとおり
そ の 他	傍聴者3名

教育長

本日、西尾教育委員から、島本町教育委員会会議規則第3条第3項の規定に基づき、欠席する旨の届出がありましたので、出席者は4名です。定数を満たしておりますので、令和6年第5回教育委員会定例会を開会いたします。

お諮りいたします。会議録確認委員は、島本町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、高岡教育委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、会議録確認委員は、高岡教育委員に決定いたしました。よろしくお願いたします。

それでは、第6号報告「島本町教育委員会事務局組織に関する規則の一部改正の臨時代理について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

それでは、第6号報告「島本町教育委員会事務局組織に関する規則の一部改正の臨時代理について」、御説明させていただきます。

本案件は、去る令和6年3月29日に公布しました島本町教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則（令和6年島本町教育委員会規則第8号）に関するものであり、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第12号の事項に該当するため、本来であれば、教育委員会の議決を経る必要があるものでございます。

しかしながら、改正事務等の処理の関係上、本改正規則の施行期日までに教育委員会議を開催し、議決を経るための時間的余裕がございませんでしたので、教育長に対する事務委任規則第3条第1項前段の規定に基づき、教育長が本案件に係る事務を臨時に代理し、同項後段の規定により、今回その報告をするものでございます。

それでは、規則改正の概要について、御説明いたします。

始めに、資料の3ページを御覧ください。

本ページに記載しているものが、今回の規則改正の改め文でございます。

続いて、5ページを御覧ください。

まず、改正理由は、事務局組織の一部事務分掌の見直しに伴い、所

要の改正を行うものでございます。

次に、改正の概要について、新旧対照表を基に御説明いたします。

7ページを御覧ください。

第8条の教育総務課の項及び教育推進課の項について、事務分掌の一部を見直すものでございます。

施行期日は、令和6年4月1日でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、報告内容のとおり承認するものといたします。

それでは、第7号報告「島本町立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正の臨時代理について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

それでは、第7号報告「島本町立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正の臨時代理について」、御説明申し上げます。

本案件は、去る令和6年3月29日に公布しました島本町立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（令和6年島本町教育委員会規則第7号）に関するものであり、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第12号の事項に該当するため、本来であれば、教育委員会の議決を経る必要があるものでございます。

しかしながら、改正事務等の処理の関係上、本改正規則の施行期日までに教育委員会議を開催し、議決を経るための時間的余裕がございませんでしたので、教育長に対する事務委任規則第3条第1項前段の規定に基づき、教育長が本案件に係る事務を臨時に代理し、同項後段の規定により、今回その報告をするものでございます。

それでは、規則改正の概要について、御説明いたします。

始めに、資料の11ページを御覧ください。

本ページに記載しているものが、今回の規則改正の改め文でございます。

続いて、15ページを御覧ください。

まず、改正理由は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する大阪府条例及び同規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正の概要について、新旧対照表を基に御説明いたします。

16ページを御覧ください。

第3条については、宿泊を伴う行事において、より柔軟な勤務時間の割振りを可能とする適用範囲の拡大に伴い、見直しするものでございます。

第4条の3については、障害のある職員についての特例を規定するものでございます。

第5条については、不妊治療に係る特別休暇について規定するものでございます。

第6条については、職員の業務量の適切な管理等を規定するものでございます。

施行期日は、令和6年3月29日でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

3点あります。

1点目が、第3条「引率業務」から「引率業務“等”」、この“等”が何を示しているか教えてください。

2点目は、障害のある職員についての特例、これも大切どころが入ってきたと思いますが、今どのくらいの方が対象となるのかを教えてください。

3点目です。第6条のところで、これも働き方が厳しくなった、緩和された、どちらで言ったらいいかわからないのですけれども、現在の勤務体制は、タイムカードでしたかね、タイムカードを押した後でもお仕事をされる実態が、もし差がある場合があれば、「こういうこと

教育長
教育委員

がありました」のような形で教えていただきたいです。

教育総務課長

一点目の「引率業務“等”」につきましては、宿泊を伴う行事“等”の“等”が入っております。

先に、三点目の勤務体制については、今もタイムカードがあるのですけれども、それを押した後も業務をされているといった実態はございません。出勤時にタイムカードを押して、退勤時にタイムカードを押すという管理のを徹底しておりますので、そのような実態はございません。

二点目の「障害のある教職員」については、島本町においては、現在おりません。

教育委員

「宿泊を伴う引率行事“等”」というふうに書いてあるので、「宿泊を伴う」が“等”であればその“等”はいらないのではないかと思います。

タイムカードを押してから退室ということで、それはよかったなと思いますが、業務量が超えている教員は多数おられるのか教えてください。

教育総務課長

申し訳ございません。のちほど御答えさせていただきます。

教育委員

16ページ第3条のところなんですけれども、「児童又は生徒を引率する業務及び条例第11条に規定する業務」の第11条の規定がどのようなものなのか教えていただきたいです。

教育総務課長

申し訳ございません。のちほど御答えさせていただきます。

教育長

ほかにご覧いませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、第7号報告については、のちほどご質問にお答えするというので、のちほどお諮りするものといたします。

それでは、第8号報告「島本町教育委員会指導主事等の給料に関する規則の制定の臨時代理について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

それでは、第8号報告「島本町教育委員会指導主事等の給料に関する規則の制定の臨時代理について」、御説明申し上げます。

本案件は、去る令和6年3月29日に公布しました島本町教育委員

会指導主事等の給料に関する規則（令和6年島本町教育委員会規則第6号）に関するものであり、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第12号の事項に該当するため、本来であれば、教育委員会の議決を経る必要があるものでございます。

しかしながら、制定事務等の処理の関係上、本規則の施行期日までに教育委員会議を開催し、議決を経るための時間的余裕がございませんでしたので、教育長に対する事務委任規則第3条第1項前段の規定に基づき、教育長が本案件に係る事務を臨時に代理し、同項後段の規定により、今回その報告をするものでございます。

それでは、規則制定の概要について、御説明いたします。

始めに、資料の21ページを御覧ください。

本ページに記載しているものが、今回の規則の制定文でございます。

続いて、25ページを御開きください。

まず、制定理由は、一般職の職員の給与に関する条例第9条の3の規定に基づき、指導主事等の給料を決定することに関し必要な事項を定めるため、新たに制定するものでございます。

次に、制定の概要について、人事交流等により町立学校の府費負担教職員から引き続き町の職員として採用された指導主事その他の職員の給料については、その採用前に受けていた給与との均衡を失しないよう別に決定することができるよう、本規則の上位規定となる「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」が令和6年町議会2月定例会議にて可決されました。

当該条例の規定に基づき、初任給、昇給及び給料の特例等について本規則に定めるものでございます。

施行期日は、令和6年4月1日でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

交流のところは、とても大切なことなので、条例を制定する必要があるかと思えます。

21ページの上から3行目「指導主事その他の職員」の“その他の

教育長
教育委員

職員”はどこまで含まれるのか教えてください。

教育総務課長

割愛の職員なんですけれども、その中でも指導主事の者もいれば、参事の者もいますので、それまでの職員になります。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、報告内容のとおり承認するものいたします。

それでは、第22号議案「島本町新体育館等整備基本計画策定委員会規則の制定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

生涯学習課長

それでは、第22号議案「本町新体育館等整備基本計画策定委員会規則の制定について」、御説明申し上げます。

本議案は、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第12号の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

始めに、資料の29ページから31ページに記載しているものが、今回制定する規則の本文でございます。

続いて、32ページを御開きください。

まず、提案理由は、島本町新体育館等整備基本計画策定委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものでございます。本規則は8の条文と附則で構成しております。

まず、第2条では、委員会の組織について、第3条では、委員の任期について定めております。続く第4条では委員長及び副委員長について、第5条では会議について、第6条では意見等の聴取について定めております。第7条では委員会の庶務を生涯学習課において処理する旨を、第8条では規則に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項を教育長が定める旨を規定しております。

最後に、施行期日は公布の日からとしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

第2条の組織のところ、今およそ8名予定されているかと思いません。「町の関係団体が推薦する者」というのは、スポーツ推進委員の方々も含まれるのかということと、「住民1人以内」ということで、もう少しお話ししたい方がおられたら、含めてもいいのかなど。そこらへんの考えがあるかお示してください。

生涯学習課長

まず、「町の関係団体が推薦する者」ということでございますが、おっしゃるとおりスポーツ関係の団体からご推薦いただければと考えております。公募委員につきましては、「住民1人以内」であげさせていただいておりますけれども、いわゆる町の関係団体等に住民の方も入られておりますので、公募に関しましては、1人が適切ではないかということであげさせていただいております。

教育委員

たぶんスポーツの委員の方は、働いておられる層がメインなのかなと思うんですが、私のイメージしているのが、ここに在住の中学生であるとか、働いておられない層の65歳以上の方とか、何かそういう方のご意見も一緒に体育館という大きなものを作っていくのであれば、そういう方々の意見も含まるといいなと感じましたので、このメンバーの中に入らなくとも、中学生にそこを作っていくためにはどういったことが必要なのかを授業の中に取り入れたりしながら話をして、作り上げていけたらいいなと思います。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

教育委員

体育館を使われる方の層が中学校の何らかの試合だったり練習だったり、使われるのかもしれませんが、そう考えたら中学生に限らずですけれども、子どもたちの意見を何らかの形で反映できるような、体育館の設計とかは、もう確定しているのでしょうか。どんな体育館にするだとかは決まっているのでしょうか。

生涯学習課長

体育館の設計等につきましては、今回基本設計ということですので、どのような体育館にするか、そういったことも今回の基本計画の中で、定めていきたいと考えております。

様々な方からの御意見というような部分もございますので、住民の皆さんへのアンケート、こういったところをしっかりと聞きながら、皆さんにとってよりよいものになるようにしていきたいと考えております。

教育委員

そういう意味では、中学生の声が吸い上げられる中、今アンケートのお話が出ましたけれども、学校とかクラブの方で、意見をされる場があったり、学校教育のクラブだけとは限らないので、たしか以前の表彰では、学校ではなく一般の他の団体の方々が町の表彰を受けていたりだとかあったと思うので、そういった方々からも意見を伺えるようなそんな場面を委員会の中で設けられたらと思います。

教育委員

利用される方の意見も一つ大事かと思うんですけども、設計をしていく中で、いろんな機能がこの体育館で必要になってくるかと思うんですけど、逆に専門家等の有識者の方のご意見はどこかで取り入れた方がいいのではないかというふうに感じました。

「学識経験を有する者」の中に専門家が含まれるということで合っていますか。

生涯学習課長

「学識経験を有する者」ということで、お2人お願いしようと考えております。まだ、試案の状況ではございますけれども、スポーツ社会学や施設運営であるとか、公共の体育館の運営に詳しい方等も来ていただきたいというところと、今回基本計画ということで、建物に関する知見を有する方がいればありがたいなと思ってしまして、実際の選定はまだこれからはなりますけれども、そういったところ試案に置きながら、「学識経験を有する者」をお願いしていこうと考えております。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第23号議案「島本町教育委員会公印規程の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課参事

それでは、第23号議案「島本町教育委員会公印規程の一部改正について」、御説明申し上げます。

本議案は、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第12号の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

始めに、資料の35ページを御覧ください。

本ページに記載しているものが、今回の規則改正の改め文でございます。

続いて、37ページを御開きください。

まず、提案理由は、文書管理・電子決裁システムの導入に伴い、公印の押印に係る手続を変更するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正の概要について、新旧対照表を基に御説明いたします。

38ページを御覧ください。

第10条につきまして、公印の押印について、決裁文書管理システムにより押印の承認の依頼をする等、手続の方法を改めるものでございます。

施行期日は、令達の日とし、4月1日から適用するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

この改正は、公印を使うということなので、大切なものだと思うのですが、現行ではなくて、改正案にしなければならない理由があったのでしょうか。

教育総務課参事

令和5年度までは、文書管理・電子決裁システムがなくて、基本的な紙媒体の決裁文書で、公印申請をして、公印承認する流れとなっておりました。

令和6年度から庁内で文書管理・電子決裁システムが導入されまして、公印を押印する際の手続が変わりまして、システムを使用した申

の任期を予定しております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

6番の亀山さんについて、公募委員ということなんですが、これに対して何名応募があったのかということと、どのようなところを選考されたのか、教えてください。

生涯学習課長

一点目、公募に何名応募があったのかということですが、若干名募集させていただいたところ、この亀山様1名の応募というところでありました。

二点目の選考方法についてですが、4月11日に島本町公募委員参考委員会で選考いただいた結果、適任と判断いただいております。教育委員会といたしましては、社会教育委員に関する助言を行うにあたりまして、住民目線でのご意見やニーズをきちんと出していただける方ということで選考をお願いさせていただきまして、適任とご判断いただき、今回議案としてあげさせていただいたものであります。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第25号議案「島本町立小・中学校教科用図書選定委員会委員及び島本町立小・中学校教科用図書選定委員会調査員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事

それでは、第25号議案「島本町立小・中学校教科用図書選定委員

会委員及び島本町立小・中学校教科用図書選定委員会調査員の委嘱について」、御説明申し上げます。

今年度は、中学校使用教科用図書選定の年度に当たっております。その際の教科用図書選定委員会は、「島本町立小・中学校教科用図書選定委員会規則」第3条に基づきまして、その委員は、「町立小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者」、「町立小・中学校の教職員」及び「教育委員会事務局職員」により構成されます。教科用図書選定委員及び調査員の委嘱にあたりましては、教育長に対する事務委任規則第1条第15号及び第19号の規定に該当いたしますため、教育委員会議における議決を必要とするものでございます。

今回委員として、保護者代表1名、学校代表3名、うち町教育研究会代表1名、事務局職員1名の計5名が候補者でございます。

それでは、資料45ページの委員名簿を御覧ください。

教職員としまして、第一中学校 松本校長、第二中学校 山田校長、第四小学校兼町教育研究会代表 川口校長、保護者代表としまして、第一中学校PTA副会長 笠井氏、教育委員会事務局職員としまして、岡澤教育推進課長でございます。

また、「島本町立小・中学校教科用図書選定委員会規則」第7条の「委員会に、調査員を置くことができる」という規程により、調査員としまして、学校長より推薦されました、各町立中学校の教員合計28名が候補者でございます。

資料46ページを御覧ください。調査員の推薦者名簿をつけております。なお、令和6年度大阪府教科用図書選定審議会専門調査員として第一中学校の土屋豊子教諭が候補者でございます。

なお、いずれも任期は令和7年3月31日まででございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

委員については、異存ございません。今後の流れについて、もし決まっていることがあれば教えてください。

教育長

教育委員

教育推進課参事 細かいものは今持ち合わせておりません。申し訳ございません。ただ、8月までには選定をと言われておりますので、それまでに期日を練って進めてまいりたいと思います。

教育長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第26号議案「島本町立第二中学校学校運営協議会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事 それでは、第26号議案「島本町立第二中学校学校運営協議会委員の委嘱について」、御説明申し上げます。

令和6年第2回教育委員会議において、島本町学校運営協議会規則の制定についてご承認いただき、この度第二中学校長から島本町学校運営協議会規則第8条第3項の規定に基づき、委員の推薦がありました。

学校運営協議会委員の委嘱にあたりましては、教育長に対する事務委任規則第1条第15号の規定に該当いたしますため、教育委員会議における議決を必要とするものでございます。

それでは、資料49ページの委員名簿(案)を御覧ください。

対象学校の所在する地域の住民としまして、元教育委員の面山氏、対象学校に在籍する児童生徒の保護者としまして、児童心理治療施設「ひびき」施設長の幸嶋氏、第二中学校PTA会長の小林氏、対象学校の運営に資する活動を行う者としまして、少年補導員の池尾氏、学識経験者としまして、大阪府立島本高等学校教頭の南出氏でございます。

なお、いずれも任期は令和7年3月31日まででございます。
以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。
よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長 これより、本案に対する質疑を行います。
質問のある方は、挙手願います。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。
これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。
それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 御異議がないようでございますので、可決することに決しました。
それでは、第7号報告に戻りまして、事務局の説明を求めます。

教育総務課長 先程いただきました御質問に対して、回答させていただきます。
引率業務“等”の“等”については、宿泊を伴う学校行事に加えまして、条例の第11条に規定する業務もその範囲に加わることとなります。

そして、その第11条がどういった内容かについては、4点ございます。『校外実習』、『修学旅行』、『職員会議』、『非常災害時においてやむを得ない場合に行う必要な業務』、の4点が加わったの“等”になります。

教育子ども部長 もう一点、御質問のありました「月45時間を超える教職員の割合」ですが、各月によってバラバラですので、令和6年1月の数字で申し上げます。小学校4校で17人、割合にして10.5%、中学校2校で22人、割合にして26.8%は、月45時間超えていたということでございます。

教育長 ただいまの報告について、報告内容のとおり承認するものいたします。

それでは、以上をもちまして、令和6年第5回教育委員会定例会を

閉会いたします。